

普通階・無窓階算定書

年 月 日

防火対象物名称

算定者氏名

(階)

床面積 (A)			基準開口面積 (A) / 30		有効開口面積合計		
m ²			m ²		m ²		
開口部位置	建具号	開口部種別	硝子の種別・厚さ	網・フィルム・シャッター (該当を○で囲む)	床からの高さ (m)	幅×高さ×数	開口面積小計 (m ²)
				網・フィルム・シャッター 材質: 厚さ:			
				網・フィルム・シャッター 材質: 厚さ:			
				網・フィルム・シャッター 材質: 厚さ:			
				網・フィルム・シャッター 材質: 厚さ:			
				網・フィルム・シャッター 材質: 厚さ:			
				網・フィルム・シャッター 材質: 厚さ:			
				網・フィルム・シャッター 材質: 厚さ:			
				網・フィルム・シャッター 材質: 厚さ:			
				網・フィルム・シャッター 材質: 厚さ:			
						消防機関の判定※	
						普通階	無窓階

備考

- 1 消防法施行規則第 5 条の 2 の規定に適合する開口部のみ計上すること。
- 2 仕切壁等の区画により相互に往来できない場合は、区画ごとに算定すること。
- 3 数値はその都度、小数点第 2 位以下を切り捨てること。
- 4 直径 1 m 以上の円が内接することができる開口部、又は幅 75cm 以上、高さ 1.2m 以上の開口部については、その建具記号を○で囲むこと。
- 5 床からの高さの欄には、床面から開口部下端までの高さを記入すること。
- 6 開口部種別の欄には、「引き違い窓」・「縦軸回転窓」・「水圧開放装置付」等の種別を記入すること。
- 7 シャッターについては軽量シャッターで非常時に容易に開放できるものであること。
- 8 算定書の次に配置図、平面図、キープラン及び建具表をとじて、有効と算定した開口部を朱色で示すこと。建具表には建具の詳細の他に必要事項を記入すること。(例 フィルム:多積層以外, 厚さ 150 μ m)
- 9 ※欄には記入しないこと。